

令和 2 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 2 号

函館市公衆浴場法施行条例の一部改正について

函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

函館市公衆浴場法施行条例（平成 2 5 年函館市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 号イを次のように改める。

イ アの規定にかかわらず，次に掲げる設備については，当該設備の区分に応じ，それぞれ次に定める措置を講ずること。

(ア) 連日使用型循環浴槽水（2 4 時間以上取り替えないで循環させ，およびろ過している浴槽水をいう。第 2 2 号および第 2 3 号において同じ。）を用いる浴槽および気泡発生装置等（気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）をいう。同号および第 2 4 号において同じ。） 1 週間に 1 回以上清掃し，および消毒すること。

(イ) 浴槽水のろ過装置，循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。）および水位計配管（水位計に接続する配管をいう。） 1 週間に 1 回以上洗浄し，および消毒すること。

(ウ) シャワー 1 年に 1 回以上その内部を洗浄し，および消毒すること。

(エ) 集毛器 毎日清掃し，および消毒すること。

(オ) 貯湯槽（湯を貯留する設備をいう。）および調節箱（洗い場の給湯栓またはシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。） 1 年に 1 回以上清掃し，および消毒すること。

第5条第5号中ウを削り，エをウとし，オをエとし，同条第6号中「を守るように努める」を「に適合するよう管理する」に，「ものについては」を「公衆浴場に限り」に改め，同号アおよびイを次のように改める。

ア 原水，原湯，上がり湯および上がり水が次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) 色度が5度以下であること。

(イ) 濁度が2度以下であること。

(ウ) 水素イオン濃度指数が5.8以上8.6以下であること。

(エ) 全有機炭素の量が1リットル中3ミリグラム以下（これによることが困難であると認められる場合にあつては，過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下）であること。

(オ) 大腸菌が検出されないこと。

(カ) レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

イ 浴槽水が次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) 濁度が5度以下であること。

(イ) 全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下（これによることが困難であると認められる場合にあつては，過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下）であること。

(ウ) 大腸菌群が1ミリリットル中1個以下であること。

(エ) レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。

第5条第23号中「気泡発生装置，シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備」を「気泡発生装置等」に改め，同条第24号中「土ぼこり」の後ろに「，浴槽水等」を加え，同条第33号を同条第36号とし，同条第32号中「12歳」を「家族風呂を除き，10歳」に改め，同号を同条第35号とし，同条中第31号を第34号

とし、第26号から第30号までを3号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の3号を加える。

- (26) 回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。）内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。
- (27) 打たせ湯およびシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。
- (28) シャワーは、その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。

第6条第1号中「，サウナ設備，砂風呂，ぬか風呂等のほか」を削る。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（提案理由）

公衆浴場の施設について講ずべき措置の基準に関し浴槽水等に係る基準を改めるため